

令和8年度（2026年度）熊本市商店街共同施設補助金要望調査に係る募集要項

1. 制度の趣旨

商店街団体等が行う共同施設の設置に対して、熊本市が助成を行うことにより、本市商業の振興を図るもの。

2. 補助対象団体

商店街組織、商工会議所、商工会

3. 補助対象施設

商店街等が共同で設置及び維持管理を行う広く一般市民にとって有益な公共性の高い施設で、以下に掲げるもの。

ア 街路灯

イ アーケード

ウ アーチ

エ カラー舗装

オ 共同駐車場

カ 防犯カメラ

キ 案内板

ク その他市長が認めたもの

※ア～キ以外の施設の場合は、事前にご相談ください。

4. 補助対象事業費

共同施設の設置に要する設計及び工事に係る費用であり、合計50万円以上のもの。

ただし、以下の費用は対象外とする。

(1) 共同施設の修理及び撤去費用

(2) 土地の購入及び賃借費用

(3) 共同施設の維持管理費用

(4) 各種許認可の申請手続き費用

(5) その他、市長が不相当と認めるもの

※原則として、共同施設の撤去費用は対象外とするが、共同施設の取り替えに伴い、設置していた共同施設を取り外して撤去する際の撤去費用については対象とする。

※消費税及び地方消費税額は補助対象外とする。

5. 補助率 補助対象事業費の1／3以内

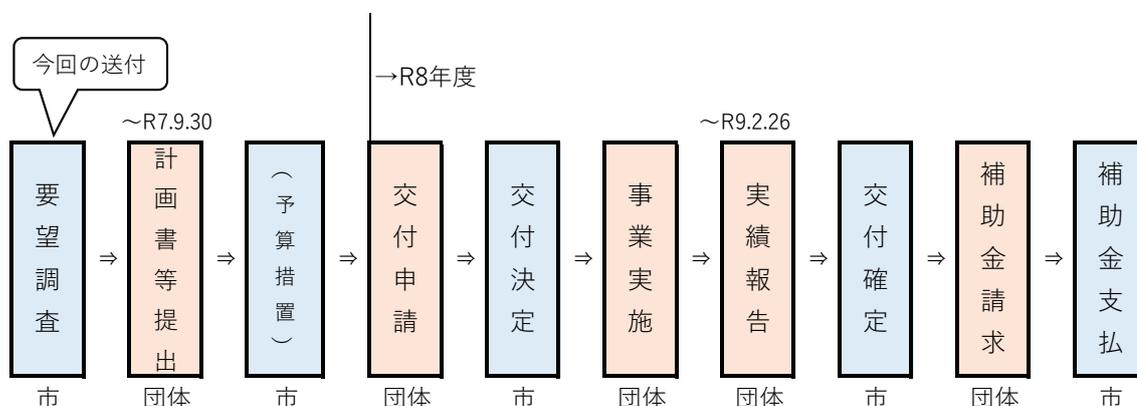
6. 限度額 100万円

【裏面あり】

7. 事業実施期間 交付決定日～令和9年(2027年)2月26日

8. 要望調査回答締切 令和7年(2025年)9月30日(火)

9. 事業の流れ



10. 必要書類

- (1) 商店街共同施設設置計画書(様式第1号)
- (2) 事業内容・スケジュールがわかる書類(設計図・配置図等)
- (3) 見積書の写し

※(1)の様式については、熊本市ホームページにてご確認ください。

掲載場所：ホーム>分類から探す>ビジネス>産業振興
>商工業商店街共同施設補助・電気料補助

※(3)について、今回の要望調査への回答時においては1者のみの見積書で結構ですが、令和8年度において交付申請書一式をご提出いただく際には、2者以上からの見積書をご提出いただき、より安価な施工業者との間で契約を締結していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

11. 提出先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市商業金融課

【問い合わせ先】

熊本市商業金融課

電話：096-328-2424